

さばえ食育ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、鯖江の食育活動の特長をアピールするために定められた「さばえ食育」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保することにより、ロゴマークが積極的に活用されることで、食育を身近に感じ、家庭や地域で食育の取組が推進されることを目的とする。

(図柄)

第2条 ロゴマークは、さばえ食育ロゴマークデザイン使用マニュアルに定めるところによる。

2 ロゴマークのデザイン（図形および文字）は、変更して使用してはならない。

3 ロゴマークの大きさは、縦15mm、横20mm以上とし、縦、横の比率を変えずに変更して使用することができる。

(権利)

第3条 ロゴマークに関する全ての権利は、鯖江市が所有する。

(使用対象)

第4条 ロゴマークは、鯖江の食育に関するもの（給食だより、献立表、食育関係広告、チラシ、パッケージ等）に使用することができる。

(使用者)

第5条 ロゴマークは、鯖江の食育活動を推進する者または市長が認める者が、この規程を遵守する場合に限り使用することができる。

(使用方法)

第6条 ロゴマークの使用を希望する者は、さばえ食育ロゴマーク使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し、この規程に適合すると認められたときは、さばえ食育ロゴマーク使用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を交付するとともに、ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）および使用対象を公表する。

3 承認書の交付を受けた者は、申請内容に計画変更が生じた場合には、さばえ食育ロゴマーク使用変更申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、変更申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し、この規程に適合すると認められるときは、承認書を交付する。

5 使用者は、承認の範囲を逸脱して、鯖江の食育推進活動以外のものに使用するなど、消費者等に事実を誤認させるようなロゴマークの使用をしてはならない。

6 ロゴマークの使用に係る一切の責任は、使用者が負う。

(使用状況報告)

第7条 市長は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求めることができる。

2 前項により報告を求められた使用者は、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(適正使用)

第9条 市長は、虚偽の申請、報告、ロゴマークの不適正な使用等が認められた場合は、その使用承認を取り消すとともに、その使用者名を公表することができる。

2 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者または使用者であった者は、この取消しによって直接または間接に生じた損失の補填を市長に請求することはできない。

3 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの適正な使用を確保するために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行する。

「さばえ食育」ロゴマーク使用申請書

年 月 日

鯖江市長 様

申請者

[所在地]

[名称]

[代表者]

[連絡担当者]

[電話番号]

⑩

さばえ食育ロゴマーク使用規程に基づき、下記のとおり申請します。

使用に当たっては、規程を遵守し、下記以外には使用しません。

なお、申請事項に変更があった場合は、事前にその内容を申請します。

記

1 ロゴマーク使用対象および数量

--

注1) ロゴマークの使用対象は、その具体的な内容（給食だより、献立表、食育関係広告、チラシ、パッケージ等）を記載してください。

注2) 使用対象の見本等、使用イメージがわかるものを添付してください。

2 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

注3) 終了期限があるものについては、終了期限もご記入ください。

年 月 日

鯖江市長 様

申請者

[所在地]

[名称]

[代表者]

[連絡担当者]

[電話番号]

印

「さばえ食育」ロゴマーク使用変更申請書

さばえ食育ロゴマーク使用規程に基づき、下記のとおり使用内容について変更申請をします。

記

1 ロゴマーク使用対象および数量（変更後）

--

注1) ロゴマークの使用対象は、その具体的な内容（給食だより、献立表、食育関係広告、チラシ、パッケージ等）を記載してください。

注2) 使用対象の見本等、使用イメージがわかるものを添付してください。

2 使用期間（変更後）

年 月 日 ～ 年 月 日